

県南広域振興局長告示第73号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年6月11日

県南広域振興局長 佐々木 隆

介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372700625	社会福祉法人室蓬会	ショートステイサービス こはぎ	一関市大東町曾慶字御能場39番 地1	令和3年6月30日